

近江八幡市家庭的保育事業等指導監査結果等の公表に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、近江八幡市家庭的保育事業等指導監査実施要綱(平成28年近江八幡市告示第193号。以下「要綱」という。)第20条の規定に基づき近江八幡市(以下「市」という。)が実施する家庭的保育事業等指導監査(以下「指導監査」という。)の結果等(以下「指導監査結果等」という。)の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の目的)

第2条 指導監査結果等の公表は、市民サービスの向上や市民の視点に立った公平性及び透明性の高い市政を推進するとともに、施設等の健全な運営を促進し、提供する保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(公表する情報)

第3条 指導監査結果等は、要綱第6条に規定する特別指導監査を実施した場合、要綱第15条に規定する勧告及び命令を行った場合もしくは指導監査において改善がみられない場合に公表するものとし、公表する情報は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の類型
- (3) 運営主体
- (4) 施設長の氏名
- (5) 指導監査の種別
- (6) 指導監査の方法
- (7) 実施年月日
- (8) 文書指摘事項の内容
- (9) 改善状況報告書の提出期限
- (10) 改善状況報告書の提出日
- (11) 改善状況
- (12) その他必要な事項

(公表の時期及び期間)

第4条 指導監査結果等の公表は、指導監査実施日の属する年度の翌年度9月を目途に公表するものとする。

2 指導監査結果等の公表の期間は、公表日から1年間とする。

(公表の方法)

第5条 指導監査結果等の公表は、別記様式第1号により、市のホームページに掲載する方法により行う。

(公表内容の変更)

第6条 市長は、指導監査結果等の公表に当たっては、別記様式第2号により公表しようとする情報を公表予定日の30日前までに対象の事業者に対して通知する。

2 事業者等は、指導監査結果等の公表内容が閲覧者に誤解を招くおそれがあるとして異議がある場合には、市長にその旨を文書で申し出ることができる。

3 市長は、前項の申出があった場合は、速やかに当該内容の審査を行い、その審査結果を事業者等に通知するとともに、必要に応じて公表内容を訂正又は削除するものとする。

(改善状況の取扱い)

第7条 是正等指摘事項に対する改善状況は、施設等から提出される指導監査是正・改善状況報告書（以下「改善状況報告書」という。）に基づき、「改善済」、「改善中」又は「未改善」を別記様式第1「改善状況」欄に掲載する。

2 前項の「改善済」とは改善状況報告書により指摘に対する改善が完了した場合を、「改善中」とは指摘に対する改善に着手している場合又は着手することを明確に意思表示している場合を、「未改善」とは正当な理由なく報告期限を過ぎても改善報告書を提出しない場合又は改善状況報告書により改善の意思が確認できない場合をいう。

3 前項の改善状況の判定時期は、指導監査結果等の公表年度の7月末日を基準日とする。

4 指導監査結果等の公表後に施設等から改善報告書の提出があり、内容審査の結果、改善状況に変化があった場合には、「改善状況」欄を変更するものとする。

(非公開情報の取扱い)

第8条 近江八幡市情報公開条例（平成22年近江八幡市条例第14号）及び近江八幡市個人情報保護条例（平成22年近江八幡市条例第15号）に規定する非公開情報に該当する情報は、公開しない。

(細目)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

付 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

指導監査結果

施設の名称		施設の類型	
運営主体		施設長の氏名	
指導監査の種別		指導監査の方法	
実施年月日			
文書指摘事項の内容			
改善状況報告書の提出期限		改善状況報告書の提出日	
改善状況			
その他必要な事項			

別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

近江八幡市長
（公印省略）

年度指導監査結果の公表について（通知）

貴法人（施設）に対する 年度に実施した指導監査結果について、近江八幡市家庭的保育事業等指導監査結果等の公表に係る実施要領に基づき、別紙のとおり近江八幡市のホームページで公表しますので通知します。

なお、公表内容について異議等がある場合は、その旨及びその内容を近江八幡市に文書で申し出ください。